

(新) 地域環境政策ビジョン策定推進費

42百万円( 0百万円)

大臣官房政策評価広報課地方環境室

## 1. 事業の概要

平成17年度から地方環境事務所が設置され、環境政策を各現場で展開する拠点として事業を開始しており、これを生かした都道府県を超えた広域的な地域での総合的な環境政策の推進が求められている。そのため、各地域の特性、課題に合った効果的な環境政策を総合的に推進するため、地域ブロックごとに環境政策ビジョンを策定し、これに基づき地域レベルで総合的な政策を展開する。

## 2. 事業計画

(1)自治体、研究機関が保有している環境情報・データの収集、整理

(2)各地域における環境政策が目指すべきビジョンの作成・提示

盛り込むべき事項

- ・地域として目指す環境の姿
- ・広域的視点での環境政策の取組みの方向
- ・取組みに参加する主体
- ・重点的に取り組むべき横断的な広域的政策(最重要事業)

(3)各地域において策定されたビジョンで特定された「最重要事業」の実施

(19年度)・4事務所でビジョン策定

(20年度)・4事務所で19年度策定のビジョンを元に「最重要事業」を実施

・3事務所でビジョンを策定

(21年度)・3事務所で20年度に策定したビジョンを元に「最重要事業」を実施

## 3. 施策の効果

これらの施策を実施することにより、地方環境事務所は、機動的できめ細かな現場部隊として、地域の自治体、企業、NGO、研究機関などを連携して、地域の課題に取り組むことにより、事務所が地域環境力の活性化、支援拠点、地域の環境データバンク等の機能を発揮し、広域的な課題に取り組むことができる。